

医政地発 0927 第 2 号
令和 4 年 9 月 27 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う
関係通知の改正について

「医療法施行規則等の一部を改正する省令」(令和 4 年厚生労働省令第 75 号。以下「改正省令」という。)については、令和 4 年 4 月 1 日に公布されました。改正省令の趣旨については「医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」(令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 24 号厚生労働省医政局長通知)により、特別措置病室の使用に当たり留意すべき事項については「「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について」(令和 4 年 6 月 17 日付け医政発 0617 第 2 号厚生労働省医政局長通知)により、周知しているところです。

今般、令和 4 年 10 月 1 日に改正省令が施行されることに伴い、同日付けで「放射性医薬品を投与された患者の退出等について」(令和 3 年 8 月 19 日付け医政地発 0819 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)を別紙のとおり改正することとしました。貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係団体及び管下医療機関に周知方お願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。